

## 地域密着型通所介護事業運営規程

### （事業の目的）

#### 第1条

この規定は、株式会社しんあいが開設するデイサービス第3しんあい（以下「事業所」という）が行う地域密着型通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という）に対し、適正な事業を提供する事を目的とする。

### （指定通所介護の運営の方針）

#### 第2条

1. 事業所の従業者は、要介護者に対して各種サービスを提供する事によって、利用者の健康的で潤いのある生活を送る援助をするとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。また本事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を的確に把握し、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を念頭に置き、適切な福祉サービスが、利用者の選択に基づいて、誠実かつ効率的に提供され、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

#### 第3条

事業を行う主たる事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

1. 名称 デイサービス 第3しんあい
2. 所在地 静岡県静岡市駿河区池田228-2
3. 定員 18人

### （職員の職種、員数及び職種の内容）

#### 第4条

主たる事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者管理及び業務管理を一元的に行う。また介護職員としての業務も行う。

2. 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整を行う。

3. 介護職員 4人以上

介護職員は利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

4. 看護職員 1人以上

看護職員は利用者の体調チェック及び、服薬の介助及び援助を行う

#### 5. 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、運動器の機能向上と、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

#### 第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

##### 1. 営業日 休日なし

基本営業時間 9時00分～17時00分(8時間)

サービス提供時間 午前9時25分～16時30分(7時間5分)

(地域密着型通所介護事業の内容)

#### 第6条

地域密着型通所介護事業の内容は、次のとおりとする。

- ① 通所介護計画書の立案
- ② 送迎
- ③ 健康チェック
- ④ 介護
- ⑤ 入浴
- ⑥ 食事の提供
- ⑦ 日常生活上の支援
- ⑧ 日常生活の中での機能回復訓練
- ⑨ 相談及び援助

(サービス提供の留意事項)

#### 第7条

1. 地域密着型通所介護事業の提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
2. 利用申込者またはその家族に対し、本規定の概要その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
3. 正当な理由なく地域密着型通所介護事業の提供を拒むことはできない。実施地域等を勘察し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の事業所の紹介、その他の必要な措置を講ずる。
4. 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った地域密着型通所介護事業を提供する。

(地域密着型通所介護計画の作成)

#### 第8条

1. 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するものとする。
2. 管理者は、上記の通所介護計画を作成した時は、利用者またはその家族に対し、その内容について説明するものとする。
3. 通所介護計画の作成にあたっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
4. 従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画にしたがったサービスの実施状況及び目標達成状況を説明し記録する。

#### (利用料等及び支払いの方法)

##### 第9条

1. 地域密着型通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証の額とする。
2. 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護事業に要した交通費は、その実費を徴収する。(10kmあたり130円)
3. 食事代 700円(昼食代 600円 おやつ代 100円)
4. おむつ代他 (おむつ代・リハビリパンツ代 150円、パット代 30円、行事代実費)
5. キャンセル料
  - i, 前日の午後5時までにご連絡を頂いた場合：基本利用料の0%
  - ii, 当日の午前8時までにご連絡を頂いた場合：基本利用料の10%
  - iii, 以降の場合：基本利用料の30%
6. その他、地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても必要な費用であって、その利用者に負担させることが適当とみとめられる費用は、実費にて徴収する。
7. 第1項から第5項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

#### (通常の事業の実施区域)

##### 第10条

通常の事業の実施区域は、静岡市とする。(但し、井川・梅ヶ島地区、両河内地区、由比・蒲原地区を除く)

#### (サービス利用にあたっての留意事項)

##### 第11条

1. サービスの利用にあたって、主治医からの指示事項がある場合は、必ず申し出る事。
2. 利用にあたって、体調不良等により通所介護に適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止する事がある。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条

事業所の従業者等は、サービスを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第 13 条

事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

1. 消火、通報及び避難の訓練（年 2 回）
2. 消防設備、施設等の点検及び整備
3. 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
4. その他防火管理上必要な業務

（衛生管理及び従業者等の健康管理等）

第 14 条

1. 事業所は、事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 事業所は、事業所の従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

（個人情報の保護）

第 15 条

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（守秘義務等）

第 16 条

1. 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 事業者は、事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条

1. 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
  - i. 虐待の防止に関する責任者の選任
  - ii. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
  - iii. その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、地域密着型通所介護事業の提供にあたり、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等、現に利用者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合はすみやかに、これを保険者に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第18条

1. 事業所は、利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
2. 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(その他運営に関する重要事項)

第19条

事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内
2. 継続研修 年3回以上

第20条

以上の規定に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社しんあい社員と介護職員の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成27年6月1日より施行する。

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年3月1日より施行する。